

## 「意匠法施行規則の一部を改正する省令」(案)について

令和 2 年 1 月  
特 許 庁

### I. 省令の趣旨

特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号)について所要の改正を行う。

また、意匠法施行規則別表第2において定める組物について見直すとともに、誤記等について形式的な改正を行う。

### II. 省令の概要

#### 1. 関連意匠制度の拡充に係る規定の整備(様式第2備考7)

改正法により、関連意匠の出願可能期間を本意匠の意匠公報発行日前までから基礎意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前までに延長した。また、関連意匠にのみ類似する意匠について、関連意匠を本意匠とみなすことにより、登録できることとした。

これを受け、関連意匠にのみ類似する意匠を出願する際に、基礎意匠ではなく、本意匠とみなされた意匠を願書に記載する旨を規定する。あわせて、関連意匠の出願可能期間が延びたことに伴い、本意匠の登録番号が既に判明している場合が多くなると考えられるため、記載順を変更する。

#### 2. 保護対象の拡充に係る規定の整備

令和元年度の意匠法改正により、意匠法の保護対象に、これまでの物品に加え、新たに物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインが加えられた。

これに従い、現行法において願書には「意匠に係る物品」を記載しなければならない旨を規定していた意匠法第6条第1項第3号が、「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」と改められた。

これを受け、意匠法施行規則について所要の改正を行う。

##### (1) 建築物、画像又は内装の意匠の用途の記載方法(様式第2備考8及び10)

「【意匠に係る物品】」の欄に建築物、画像又は内装の意匠の用途を記載する旨を規定する。

##### (2) 画像の意匠を出願する際の「【意匠に係る物品の説明】」の欄への記載方法(様式第2備考41)

画像の意匠を出願する際に、「【意匠に係る物品】」の欄の記載から画像の用途が明

らかでないときには、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が意匠法第2条第1項に定める画像であることを示す説明を記載する旨を規定する。

- (3) 内装の意匠を出願する際の「【意匠に係る物品の説明】」の欄への記載方法（様式第2備考45）

内装の意匠を出願する際に、「【意匠に係る物品】」の欄の記載から内装の用途が明らかでないときには、「【意匠に係る物品の説明】」の欄に内装の意匠の用途を記載する旨を規定する。

- (4) 画像の意匠を出願する際の図面の表現方法（様式第6備考11）

画像の意匠を出願する際に、【画像図】を用い、立体的な画像については【画像〇〇図】等を用いる旨を規定する。

- (5) 複数の棟からなる建築物を一の建築物として出願する際の図面の表現方法（様式第6備考21）

複数の棟からなる建築物を一の建築物として出願する際は、各棟の配置を表す図を提出する旨を規定する。

- (6) 物品区分表への追加（別表第一）

建築物又は画像に係る物品の区分を物品区分表に追加する。

- (7) 組物の意匠への追加（別表第二）

建築物及び画像が保護対象に加わったことに伴い、それらの組物を追加する。

- (8) その他

上記の改正に伴い規定の整備を行う。

### 3. 別表2に定める組物の見直し

上記（7）に加え、近年の創作の実態を踏まえ、組物を見直す。

### 4. 誤記等の修正

下記のとおり誤記等の修正を行った。

旧	新	条項
意匠登録出願の番号を <u>附</u> <u>し</u>	意匠登録出願の番号を <u>付</u> <u>し</u>	第8条の2
<u>同法第十四条第二項各号</u>	<u>同条第二項各号</u>  ※この直前に同項で記載 されているものも意匠 法第14条であるため	第9条第1項
<u>同法第十七条の三第三項</u>	<u>同条第三項</u>	第9条第4項

	※この直前に同項で記載されているものも意匠法第 17 条の 3 であるため	
同規則第十一条の五に規定する様式第十六	同規則第十一条の五第一項に規定する様式第十六	第 15 条
同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一	同条第六項に規定する様式第六十五の二十一  ※この直前に同項で記載されているものも特許法施行規則第 60 条であるため	第 15 条
第二十七条の四第四項中「、同法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条（1）（a）の規定による」と、	二	第 19 条第 1 項
二	第二十七条の四第四項中「、 <u>同法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による</u> 」とあるのは「 <u>若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条（1）（a）の規定による</u> 」と、	第 19 条第 3 項

<u>第三十五条</u>	<u>第三十五条（本文ただし書及び第三号を除く）</u>	第 19 条第 4 項
<u>変更後の期間を記載する。</u>	<u>変更後の期間を記載する。</u> <u>当該変更後の期間は意匠権の設定の登録の日から経過した期間を記載する。</u>	様式第 10 備考 4

### 3. 施行期日

施行日：令和 2 年 4 月 1 日（水）